

優良運転者表彰を受けましょう！

問交通安全協会津島支部事務局
(津島警察署内) ☎(24)4771
危機管理課 ☎(55)7130

優良運転者表彰の自己申告の受付を行います。次の項目に該当する方は、お申し出ください。

▼対象者

- ・運転者として次の期間無事故・無違反である方
 - ① 10年以上(平成24年1月1日以降)無事故・無違反であること
 - ② 20年以上(平成14年1月1日以降)無事故・無違反であること
 - ③ 30年以上(平成4年1月1日以降)無事故・無違反であること
 - ④ 40年以上(昭和57年1月1日以降)無事故・無違反であること
 - ・津島警察署管内に在任または在勤の方
 - ・同種の優良運転者の表彰を受けたことがない方
- ▼申し込み／1月4日(火)～3月31日(木)に運転免許証と印鑑を持参し問い合わせ先へ

カメムシ防除対策にご協力を

問産業振興課 ☎(55)7128

近年の暖冬によって、カメムシ類の越冬個体が増加し、過去10年で最も多い発生が確認されています。
カメムシ類は水稻の収量に大きく影響を与えたり、また、生活においては

洗濯物に付いて不快な思いをすることが多くあります。

今後、年々越冬個体が増加し、被害などが予測されますので、雑草の草刈りや農地の除草管理などの防除対策にご協力をお願いします。

2社以上で働く65歳以上の方へ

問公共職業安定所(ハローワーク津島) ☎(26)3158
☎https://www.mhlw.go.jp/stf/eisakunite/bunya/0000136389_00001.html

1月1日から、65歳以上の方が2社以上で働き、そのうち2社合計の労働時間が週20時間以上となる場合、希望者のみ雇用保険の加入が可能となります(マルチジョブホルダー制度)。雇用保険に加入すると、失業時に一定の要件を満たせば高年齢求職者給付金を受けられます。詳細は「マルチジョブホルダー」で検索または厚生労働省ホームページをご確認ください。

「愛知県特定最低賃金」が改定されました

問津島労働基準監督署 ☎(26)4155
愛知県で令和3年12月16日から3業種の改定がありました。

【特定最低賃金】

鉄鋼業 976円
はん用機械器具製造業 968円
輸送用機械器具製造業 899円



『消火栓』や『防火水槽』付近は駐車禁止!

『消火栓』や『防火水槽』などの消防水利は、火災発生時の消防活動に必要な水を消防隊に供給するためのものです。
『消火栓』や『防火水槽』はその位置を示すために標識を掲げたり、路上や蓋にマーキングして道路脇や歩道上などに設置されています。

これらの消防水利について、いつどこで火災が発生しても直ちに消火活動が行えるよう、消防隊は定期的に調査や点検、整備を行っています。

しかしながら、『消火栓』や『防火水槽』付近に違法な駐車車両があると、火災発生時には障害となり、一刻を争う消火活動の妨げとなります。

- 【道路交通法で駐車を禁止している場所 ※消火栓や防火水槽の付近】
- ① 消火栓から5m以内
 - ② 消防用防火水槽の吸水口もしくは吸管投入孔から5m以内
 - ③ 消防用防火水槽の側端またはその道路に接する出入口から5m以内



円滑な消火活動を行うことができれば、皆様のご理解とご協力をお願いします。

問消防本部予防課 ☎(26)1109

